

平成30年度第1回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

1 日 時 平成30年7月3日（火）午後1時30分から2時52分まで

2 場 所 愛知県議会議事堂1階 ラウンジ

3 参加者 委員16名
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）15名

4 審議の概要

【司会】

ただいまから、平成30年度第1回愛知県青少年保護育成審議会を開催させていただきます。

本日の審議会は、委員20名中16名が出席しておりますので、愛知県青少年保護育成条例施行規則第14条第2項に基づく定足数を満たしております。

また、本日の審議会は、愛知県青少年保護育成審議会運営要領3（1）に基づき、公開とされています。

なお、傍聴申込みはありませんでした。

それでは、はじめに永井会長から御挨拶をいただきたいと思います。

（永井会長挨拶）

【司会】

ありがとうございました。

続きまして、鳥居県民文化部長から御挨拶を申し上げます。

（鳥居県民文化部長挨拶）

【司会】

続きまして、平成30年1月29日に開催された審議会以降に新しく就任された委員の皆様方を御紹介させていただきます。

（事務局説明）

【司会】

それでは、条例施行規則第10条第2項の規定により、「会長は、会務を総理することとされておりますので、議事の進行につきましては会長にお願いしたいと存じ

ます。よろしくお願いいたします。

【会長】

改めまして、よろしくお願いいたします。

早速ですが、最初に本審議会運営要領3の(2)の規定により、本審議会では、「会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印する」とされており、今回は、青山禧子委員と北山ゆり委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(青山委員、北山委員了承)

それでは、議事を進めてまいります。

議事(1)の「部会委員の指名」に入らせていただきます。

規則第15条第2項の規定による部会委員の指名でございます。

本審議会には、審議内容により2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様方には委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次へ進めさせていただきます。

次に、議事(2)少年非行の概況について説明をお願いします。

(県警本部少年課説明)

【会長】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などがある方はお願いします。

それでは、御意見、御質問もないようですので、次へ進めさせていただきます。

次の議事(3)と(4)は、いずれも条例の運用状況の報告や条例調査の結果報告などについてであり、関連した案件となっておりますので、事務局から一括して説明をいただいた後、委員の皆様方から御意見、御質問をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、事務局から順次説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

それでは、事務局からの説明がひと通り終わりましたので、ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問がある方はお願いします。

それでは、御意見、御質問が無いようですので、次へ進めさせていただきます。
次の議事（５）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

（講座説明）

【会長】

大変分かりやすい説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明及び事業受託者の講座内容につきまして、御意見、御質問などがある方は、お願いします。

御意見、御質問がないようですので、次へ進めさせていただきたいと思います。
議事（６）のその他に移ります。

それでは、折角の機会でございますので、委員の皆様方、本日の議事にかかわらず、何かありましたらお願いします。

【会長】

私からひとつだけ事業受託者のスターキャットさんに御質問したいと思いますが、「保護者のためのネットモラル塾」を実施されて、どれくらいの御両親の方が実際に家で子どもさんとルールづくりを実践されているかなど、お伺いしたことはございますでしょうか。

【事業者】

今までに４回講座を実施いたしました。受講者の方々に、アンケートをとって集計している状況でございます。

【会長】

ありがとうございました。

【会長】

他に何かございますか。

原委員よろしくをお願いします。

【委員】

昨年もちよっとお聞きしたのですが、児童虐待の認知件数の数え方ですが、この

「認知」というのは、どの段階で1件と数えられるのでしょうか。

【事務局】

警察での認知につきまして御説明します。

児童虐待については、法律に「児童虐待を受けたと思われる児童」と記載があり、110番等の情報に基づき警察官が現場に行きまして、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合については、これを児童相談所に通告しており、これを1件としております。

【委員】

そうしますと、児童相談所に通告されたものを、1件と数えられているということですね。

【事務局】

そのとおりです。

認知件数のことで、事件数ではないということによろしいですか。

【委員】

事件数ではなく、認知件数です。

今後、警察は、児童相談所から情報提供を受けるということになったと聞いております。

【事務局】

全件通報のことですね。

【委員】

それについて、今後、統計として警察の認知件数には反映されていくのでしょうか。

【事務局】

警察の「認知件数」は、警察から児童相談所に通告したもののみになります。

児童相談所からの情報提供には、学校や病院など様々なところから児童相談所に通告があったものも含まれております。そういった情報提供は、警察の認知件数としては計上していません。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。他になにかございますでしょうか。
村野委員お願いします。

【委員】

P T Aや学校に来ていただける場合は、先程のスマートフォン等の使い方などについて、研修や講習はできると思いますが、例えば不登校などの場合は、なかなか本人や保護者に伝わっていかないのではないかと思います。そういったところについて、県として、どのように対応されるのでしょうか。

【事務局】

「保護者のためのネットモラル塾」ですが、学校はもちろん、地域のいろいろなコミュニティやN P O等の団体、企業の皆様から「こういった講座をやってほしい」という御要望をいただければ、その要望に応じて講師を派遣し、開催をさせていただきます。

なかなか個人のお宅でというのは難しいかもしれませんが、不登校や引きこもりである方々を支えていただいている団体の皆様等で、こういった事業を御活用いただければと考えております。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。他になにかございますでしょうか。

では、特にないようですので、これで終了させていただきます。

事務局は、ただいまの委員からの御意見、御質問を今後の参考にしていただきたいと思います。それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

委員の皆様方には、議事の運営に御協力いただき、また、貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

【司会】

これをもちまして、「平成30年度第1回愛知県青少年保護育成審議会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。

以 上